

令和6年度の主な要請行動

要請日	要請先	要請内容	要請者
R6.4.24	防衛大臣	<p>厚木基地周辺の第一種区域等の見直しに関する要請</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在実施している騒音度調査において、ジェット戦闘機の飛来に伴う騒音や、新たな基準による飛行方式の影響も含め、騒音状況を的確に把握すること。 2 今般の騒音度調査期間延長を踏まえた今後のスケジュール等、区域見直しに関する情報については、適時適切に関係自治体に対して情報提供するとともに、関係住民に対して分かりやすく周知すること。特に、騒音度調査終了後は、速やかに、調査結果を情報提供・周知するとともに、調査結果の区域見直しへの反映の過程等の詳細を丁寧に説明すること。 3 区域見直しにあたって、厚木基地の運用の現状や今後の見通し等、関係住民が必要とする情報を可能な限り提供するとともに、今回の区域見直しの前提となる、空母艦載機部隊移駐後の現在の騒音状況が、再び悪化することがなく、かつ、さらなる騒音軽減に向けて取り組んでいくことを、国として明確に示すこと。 4 区域見直しにあたって、地域の一体性等に十分配慮し、区域を指定するとともに、見直しにより制度に変更が生じる場合には、十分な経過措置を設けるなど、関係住民に不利益が生じないよう必要な措置を講ずること。また、関係住民の意向に沿った時期・内容で住民説明会を開催するなど、丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。 5 昭和61年告示後に建築された住宅については、85W以上の区域を助成対象としているが、75W以上の全ての区域に対象範囲を拡大する等、現行の住宅防音工事助成制度の改善・拡充を早期に実現すること。 6 必要な予算を確保し、機能復旧工事を含めた待機世帯を早期に解消するとともに、機能復旧工事が行われて10年以上経過した世帯に対する二回目以降の機能復旧工事を実施すること。 7 移転措置事業については、事業の在り方を抜本的に見直すとともに、区域見直しにより区域外となった移転跡地は、迅速かつ適正な措置を講ずること。 8 地元自治体等が無償使用している周辺財産については、区域見直しにより区域外となった場合も無償使用を継続させるなど柔軟な対応を図ること。 9 区域見直し後も基地周辺地域における農業等就労阻害への補償等について適切に対応を図ること。 10 厚木基地が所在することにより基地周辺住民の方々に与えている様々な負担を考慮し、区域見直し後も、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく交付金等、国が実施している負担軽減策について、改善・拡充に努めること。 	神奈川県及び厚木基地周辺8市(藤沢市を含む)